

第3節 名称等の変更

指定居宅支援事業者の名称等の変更の届出等（身障法施行規則第11条の4、知障法施行規則第35条、児福法施行規則第21条の20）

指定居宅支援事業者、指定施設は、指定申請時の内容のうち下記のいずれかの事項に変更があったときは、指定を受けた都道府県等に届け出る必要がある。（様式第2号参照）

1 指定居宅支援事業者

（1）居宅介護

- ・事業所の名称及び所在地
- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ・事業所の平面図
- ・事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- ・運営規程及び申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

（2）デイサービス

- ・事業所の名称及び所在地
- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ・当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

（3）短期入所

- ・事業所の名称及び所在地
- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- ・事業所の種別、建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数
- ・指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設（空きベッドを用いて指定短期入所を行う施設）
- ・事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- ・運営規程
- ・指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該

協力医療機関との契約の内容

- ・当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
- (4) 知的障害者地域生活援助
- ・事業所の名称及び所在地
 - ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 - ・申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
 - ・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
 - ・事業所の管理者の氏名
 - ・運営規程
 - ・指定居宅支援等基準第95条において準用する第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
 - ・指定居宅支援等基準第93条の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要
 - ・当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

2 1の届出であつて、1の(2)及び(3)に掲げる居宅支援の利用者の定員の増加に伴うものは、それぞれ当該居宅支援に係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付して行うものとする。

指定居宅支援事業者の事業の廃止、休止、再開の届け出（身障法施行規則第11条の4、知障法施行規則第35条、児福法施行規則第21条の20）

指定居宅支援事業者は、当該指定居宅支援の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、次に掲げる事項を当該指定居宅支援事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県等に届け出る必要がある。（様式第3号参照）

- 1 廃止、休止又は再開した年月日
- 2 廃止又は休止した場合にあつては、その理由
- 3 廃止又は休止した場合にあつては、現に指定居宅支援を受けていた者に対する措置
- 4 休止した場合にあつては、休止の予定期間

指定施設の届出（身障法施行規則第11条の6、知障法施行規則第38条）

指定施設の設置者は、

- ・施設の名称及び設置の場所
- ・設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- ・当該申請に係る事業の開始の予定年月日

- ・ 設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等
- ・ 併設する施設がある場合にあっては、当該併設する施設の概要
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 運営規程
- ・ 当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項
に変更があつたときは、当該変更に係る事項について当該指定施設の設置の場所を
管轄する都道府県等に届け出る必要がある。

情報提供

第2節 においても触れたところであるが、上記 ~ の場合についても、利用者、市町村に対して情報提供を行う必要がある。